賃金の口座振込に関する労使協定書

　株式会社○○○○と社員代表○○○○は、標記に関し、下記のとおり協定する。

記

１．会社は、社員各人の同意を得て、本人の口座に賃金を振り込むことができる。

２　口座振込の対象となる社員は、すべての者とする。

３　口座振込の対象とする賃金は、定期賃金、一時金、退職金とし、その金額は、各人の申し出た額とする。

４　口座振込は、平成　　年　　月　　日以降実施する。

５　口座払を行う金融機関の範囲は、○○銀行、○○信金の各支店とする。

６　本協定は、両当事者調印の日から効力を生じ、何れかの当事者が　　日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を存続する。

以上

　　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社◯◯◯◯

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　◯◯◯◯

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社員代表　　◯◯◯◯